

## 「広島市自転車都市づくり推進計画【改訂版】(素案)」に対する市民意見募集の結果

## 1 意見提出期間

令和2年(2020年)2月3日(月)から令和2年(2020年)2月28日(金)まで(必着)

## 2 募集方法

- (1) 市ホームページ・SNSに募集記事を掲載
- (2) 広報誌「ひろしま市民と市政」に募集記事を掲載
- (3) 市政記者クラブに情報提供
- (4) 閲覧用素案の設置(道路交通局自転車都市づくり推進課、公文書館)

## 3 募集結果

- (1) 応募者数 5人
- (2) 応募件数 18件

## 4 意見への対応

区 分	件 数
(1) 意見の趣旨により計画(素案)を修正するもの	2件
(2) 意見の趣旨が既に計画(素案)に盛り込まれているもの	10件
(3) 計画(素案)の修正は行わないが、今後の取組の実施において参考とするもの	6件
計	18件

## 5 意見の概要とそれに対する本市の考え方

### (1) 意見の趣旨により計画（素案）を修正するもの

（計画全体に関すること）

意見要旨	市の考え方
本計画と国や広島県の計画との関係が分かりにくい。	改訂のイメージの注記として、国や広島県との関係を追記します。(P2)
P60 の Q1、P61 の Q2 のグラフの配色を工夫してはどうか。	グラフの配色を修正します。 また、計画全体について、よりわかりやすくなるよう体裁等を修正します。

### (2) 意見の趣旨が既に計画（素案）に盛り込まれているもの

（計画全体に関すること）

意見要旨	市の考え方
平成 31 年度（令和元年度）の取組も盛り込んではどうか。	本計画の計画期間は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間ですが、計画に掲げる取組は新規事業を除き、令和元年度以前からの継続事業として盛り込んでいます。

（走行空間整備 ～はしる～ に関すること）

意見要旨	市の考え方
平和大通りの橋は歩道が狭く、車道・歩道のどちらを走っても危険が伴う。道路構造を見直すべきではないか。	橋の構造から見直すことは多額の整備費を要することから本計画期間中での実現は困難と考えていますが、「④自転車活用の観点も踏まえた連続性のある自転車走行ネットワーク路線の整備」において、平和大通りについては、緑地帯を活用した自転車走行空間の確保など最適な整備形態について検討を行うこととしています。(P27)
デルタ市街地以外の郊外地について、歩道が狭く、自動車の通行速度も速いため、自転車移動が安全とは言えない状況にある。このため、郊外の、特に近隣駅等につながる道路について、ネットワーク整備を進めてほしい。	「④地域の実情に応じた自転車走行空間の整備」において、デルタ市街地以外も含め、通勤や通学など自転車の利用が多い路線において自転車利用者や歩行者などの安全を確保する必要がある場合には、走行空間整備方針で定める路線に関わらず、自転車走行空間の整備に取り組むこととしています。(P31)

（駐輪場整備 ～とめる～ に関すること）

意見要旨	市の考え方
駐輪場が少ない。無料駐輪場がない。	駐輪場の整備については、「⑦市営駐車場の転用などによる駐輪場整備」において、引き続き収容台数の確保に取り組むとともに、「⑨民間事業者による路上駐輪場の整備」や「⑩民間駐輪場への整備費助成」などにより、ニーズに応じた駐輪場を確保していくこととしています。(P33, 35) また、無料駐輪場については、「⑧郊外の鉄道駅等での駐輪場整備」において、既存駐輪場から自転車があふれている駅などを優先し、鉄道事業者等と協力して駐輪場の整備拡充を進めることとしています。(P34)

<p>市営駐輪場の場所がわかりにくいので、広報してほしい。</p>	<p>現在、市HP、チラシ、駐輪場満空情報システム（携帯端末などから市営駐輪場の空き情報や位置情報を検索できるシステム）等により、駐輪場の位置や料金等の広報に取り組んでいるところですが、「㊦一時利用が可能な市営駐輪場の満空情報システムの機能強化」において、対象駐輪場を追加するなどの機能強化に取り組むこととしています。（P38）</p>
-----------------------------------	--

（ルール・マナーの遵守 ～まもる～ に関すること）

意見要旨	市の考え方
<p>県の計画において「自転車運転者講習制度の着実な運用」が記載されているので、特に自転車交通量が多い広島市について実施状況を周知してほしい。</p>	<p>「㊡交通違反に対する指導取締りとの連携」において、警察による悪質・危険な交通違反に対する指導取締りと連携し、その内容を啓発活動や安全教育に活かすこととしています。（P44）</p>
<p>小さな交差点においては特に信号無視や一時不停止が多く、ルール・マナーの啓発では限界があると感じる。県警に対し、危険行為の取り締まりをもっと積極的に行うよう求めてほしい。</p>	<p>「㊡交通違反に対する指導取締りとの連携」において、警察による悪質・危険な交通違反に対する指導取締りと連携し、その内容を啓発活動や安全教育に活かすことなどにより、ルール遵守に向けてより効果が上がるよう取り組むこととしており、この取組の中で、県警に対して、取締り強化の要請を行いたいと考えています。（P44）</p>
<p>放置自転車台数が減少し、市の取組は成果を上げているので、引き続き、取り組んで欲しい。</p>	<p>「㊢街頭指導及び新規店舗等に対する訪問指導」、「㊣放置規制区域内の即時撤去及び区域外での長期放置自転車の撤去」及び「㊤放置自転車多発地域における夜間撤去」において、引き続き、放置自転車対策に取り組むこととしています。（P46, 47）</p>
<p>駐輪場が少ない場所で撤去し、放置自転車が多い場所で撤去しないのは、不公平である。</p>	<p>限られた予算で広範囲の放置規制区域内の撤去を行う必要があるため、場所により撤去台数の多寡が生じることはある程度やむを得ないと考えますが、「㊤放置自転車多発地域における夜間撤去」において、紙屋町・八丁堀周辺やJR駅周辺などの放置自転車が多い地域において夜間撤去を実施するなど、地域の特性にあった時間帯による効果的な放置自転車の撤去に取り組むこととしています。（P47）</p>

（活用促進 ～いかす～ に関すること）

意見要旨	市の考え方
<p>シェアサイクル「ピーすくる」はとても便利なので、継続してほしい。</p>	<p>「㊦広島市シェアサイクル「ピーすくる」の普及促進」において、市民に利用しやすい場所へのサイクルポートの設置等を進め、通勤、通学、買物などの市民の日常生活の移動手段として、引き続き、「ピーすくる」の利用を促進することとしています。（P54）</p>

(3) 計画（素案）の修正は行わないが、今後の取組の実施において参考とするもの

(走行空間整備 ～はしる～ に関すること)

意見要旨	市の考え方
平和大通りの緑地帯は都心部の貴重な憩いの空間であるので、自転車走行空間を整備すべきではない。なるべく緑地帯を残して欲しい。	「①自転車活用の観点も踏まえた連続性のある自転車走行ネットワーク路線の整備」において、平和大通りについては、緑地帯を活用した自転車走行空間の確保など最適な整備形態について検討を行うこととしていますが、いただいた御意見も参考にしながら、整備形態の検討を進めます。(P27)
にぎわい・安全性等の観点から、紙屋町八丁堀地区等の中心部においては、自転車走行空間の整備ではなく歩道拡幅を優先して欲しい。	車道走行を原則とした自転車走行空間の整備は、現在の車道内の左側にカラー舗装や矢羽根型路面表示を設置する方法で実施することから、自転車走行空間の整備が歩道拡幅の妨げになるとは考えていません。
安心して通行できる河岸緑地が少ない。河岸緑地が途切れ、車道を走行するしかない場所がある。	河岸緑地の自転車利用にあたっては、憩いや散策の場という本来の利用の支障とならないよう配慮が必要であることから、自転車ネットワーク路線に河岸緑地は含んでいません。
道路がガタガタであり、また、車道と歩道の境界に段差があるためスムーズに通行できない。	車道上で自転車が安全で快適に走行できるよう、引き続き、自転車走行空間の整備を進めていきます。なお、視覚障害者の安全な通行を考慮して、歩道と車道には 2cm の段差を設けています。

(駐輪場整備 ～とめる～ に関すること)

意見要旨	市の考え方
にぎわい・景観等の観点から本通り商店街等の中心部における路上駐輪場整備は望ましくない。	「⑩民間事業者による路上駐輪場の整備」において、買物利用などが多く、また放置自転車が多い場所などでは、安全な歩行空間の確保を前提に、歩道などを利用した民間事業者による路上駐輪場の整備促進に取り組むこととしていますが、場所の選定の際には、いただいた御意見を参考にさせていただきます。(P35)

(ルール・マナーの遵守 ～まもる～ に関すること)

意見要旨	市の考え方
保管所が西区にしかないため、引き取りが大変である。同じ区内に保管してほしい。	保管所の新設については、敷地の確保等の課題があることから計画期間内での実現は困難ですが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。